

令和元年（ワ）第21824号 国家賠償請求事件

原 告 デニズ（DENIZ）

被 告 国

原 告 第 7 準 備 書 面

令和4年3月15日

東京地方裁判所民事第1部1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 大橋

毅代

同 弁護士 岡本翔太

翔太

原告は、裁判所から釈明を求められた理由ありの判定後の措置に係る作為義務の内容及び根拠等について、以下のとおり主張を補充する。

1 根拠条文の定め

被収容者処遇規則41条の4は、「所長等は、第41条の2第1項の不服の申出が理由があると判定したとき・・・は、その申出をした被収容者の処遇等に関し必要な措置を執るものとする。」と定めており、原告は同条を根拠に「必要な措置」と言う作為がされなかったことを主張するものである。もっとも、「必要な措置」の具体的な内容は、被収容者処遇規則の明文上、明確でない。

2 「再発の防止のために必要な措置」が必要であること

(1) 刑事収容施設法との関係

刑事収容施設法164条は、被収容者処遇規則41条の2に類似する制度を設けている。すなわち、両方とも、職員による被拘禁者の処遇に関して、当該被収容者の申告を契機として事実の確認が行われるという、被拘禁者を

対象とする救済制度であるという点で共通の目的・仕組みを持つものである。

そして、刑事収容施設法 164条4項は、「矯正管区の長は、前条第1項に規定する事実があったことを確認した場合において、必要があると認めるときは、同様の行為の再発の防止のため必要な措置その他の措置を執るものとする。」と規定されている。

そうすると、被収容者処遇規則 41条の4の「必要な措置」には、刑事収容施設法と同様に「同様の行為の再発の防止のため必要な措置」が含まれると解される。

(2) 再発の防止のために必要な措置の内容

ア 刑事収容施設法 164条4項の「同様の行為の再発の防止のため必要な措置」については、「事案によっては、違法・不当であることが確認されれば、それだけで同様の行為が繰り返されることはないと考えられるような場合もあると思われるが、通常は、再発防止に向けて、何らかの措置を執らなければならないことが少なくないであろう。その措置としては、内容的に限定はなく、例えば、違法・不当な行為を行った職員などについて、懲戒処分（またはその上申）、配置換え、人権研修を実施することなどが考えられる。なお、事実の申告は、職員による違法・不当な行為を受けた被収容者の救済を主要な目的とするものではあるが、矯正管区の長は、監督機関として、被収容者に対する処遇が適切に行われることに権限と責任を有しているから、本条4項による措置は、その被収容者の救済に関わるものに限られない。」（林真琴等著「逐条解説 刑事収容施設法 改訂版」（有斐閣刊 2013年）867頁）

イ 上記を整理すると、措置については、大きく、違法・不当な行為を行った職員が再発をしないようにする特別予防のための措置と、被収容者一般に対する処遇が適切に行われるための特別予防のための措置とがある。な

お、上記には述べられていないが、当該職員の再発防止は、不服申出人に対する再発の防止と、当該職員による他被収容者に対する再発防止とが考えられる。

そして、違法・不当な行為を行った職員が再発をしないようにする特別予防のための措置の具体的な態様として、違法・不当であることの宣告、懲戒処分（またはその上申）、配置換え、人権研修を実施すること等が想定される。そして、どの措置が必要かは、事案によって異なる。

これらの解釈は、被収容者処遇法41条の4の解釈にも妥当すると考えられる。

ウ では、事案によって措置が異なるとはどういうことか、具体的に検討する。

違法・不当な行為を行った職員が、当該違法・不当な行為を、違法・不当であると認識しながら行った場合は、刑法犯の矯正に類する措置が必要である。すなわち、違法・不当な行為であることの告知では不十分で、違法・不当な行為を行ってはならないという規範意識の覚醒が必要であり、具体的には懲戒処分、人権研修が少なくとも必要であると考えられる。

一方、違法・不当な行為を行った職員が、当該違法・不当な行為を、違法・不当であると認識していない場合、当該職員において規範そのものが不明確となっていることになる。自分の行為の何が悪いのか分からない者に注意喚起だけしても意味がないことは、明らかである。この場合、行為を特定し、当該行為が違法・不当であるかどうかの基準を示した上で、当該行為が違法・不当であることの宣言をすることが不可欠である。さらに、本来有しているべき、違法・不当であるか否かの規範が欠如していることの原因に、人権意識の欠如や鈍磨があるときは、その点の改善のために、人権研修が必要とみるべきである。

さらに、違法・不当な行為を行った職員が、当該違法・不当な行為を、違

法・不当であると認識せずに過去にも繰り返していた場合では、誤った行為規範が深く染みついて、再犯のおそれが大きい。この場合、違法・不当とされた行為にかかる業務を扱わないための配置換えや懲戒処分（懲戒処分は、問題となる行為の特定をも合わせ行うこととなるから、前述の宣告の機能が含まれると考えられる。）が必要となる。

エ また、一般的に、何らかの不利益を受けた者は、仮にその不利益が正当な処罰・処分であったとしても、被害を申告した者などの不利益処分の原因を作出した者に対して恨みを抱き、報復行為に出ることがある。そして、被拘禁者が被害者、職員が加害者とされる場面では、正当な業務として有形力の行使などの苦痛や傷害を与える行為がされ、被拘禁者側において抵抗・反撃も困難であること、被拘禁者は証拠保全や被害申告が容易でないことから、報復行為が密かに、又は正当な業務行為に偽装されて行われる潜在的な危険がある。他方、長期拘禁施設では被収容者も職員も多数名いるのが一般であり、加害職員が被害を受けた被収容者自体の担当を継続すべき業務に従事する必要性は高くない。

したがって、報復の危険を否定するような特段の事情が認められない限り、同種業務に就かせないようにする配置転換（上記ウでのべたもの）が不要な場合であっても、被害を受けた被拘禁者と接触をさせないような形での配置転換（以後、区別して「狭義の配置転換」という。）は必須と言うべきである。

オ さらに、一般予防としての措置においても、禁止規範が周知されていながらその違反行為が生じた場合には、注意喚起だけでも効果があるかもしれないが、禁止規範について共通認識が十分でない場合には、禁止規範や、それに反した行為内容を明確に示し、禁止規範の厳守を要求する必要がある。

3 本件における「再発の防止のために必要な措置」の内容

(1) 求められる内容①（違法・不当の宣告、人権教育、配置転換、懲戒処分）

ア 「トルコ人……DENIZによる不服の申出（31-4）に対する判定結果の告知について（報告）」（乙19）では、入国警備官Aが親指で原告の首を押し続けたという原告の申出について、「申出人が後ろ手に手錠をされており、かつ、入国警備官が多数いる中で、（本職が自身の左手親指で自身の首の左側部分を押しながら）このようにして申出人に苦痛を与える行為は、違法とまではいえないものの、不当な行為と認められる」と記述している。この行為について入国警備官Aは、「制圧の方法として、首の頸の境目の付け目の部分に2箇所痛点があり、そこを押すとかなり痛いので、今回のように話を全く聞こうとしない場合などに使用する。」（乙19）と述べている。この発言から判ることは、同行為を入国警備官Aが、確立された制圧方法の一つとして使用してきたこと、痛点の所在の研究に基づく方法であること、そして、入国警備官Aは当該行為を違法・不当とは全く考えていないかったことである。また、原告に後ろで手錠をかけた状態で関節を決めるように両腕を挙げて（乙18）、苦痛を与えた（乙19）行為について、乙19の記述では「このように申出人に苦痛を与える行為」は、違法とまではいえないものの、不当な行為と認められるとしているが、当該行為について入国警備官Aは「締め上げたのは確かだが、その際は『静かにしろ』とは言っている。また、こちらから言うのであれば『ごめんなさいと言え』だったらまだわかる。」と述べている。この発言も、入国警備官Aは当該行為を違法・不当とは全く考えていないかったことを表明するものである。

イ また、仮に違法・不当であることを認識していなかった場合、入国警備官Aに対してまず行われるべきは、どのような基準に基づいて違法・不当と評価されるのかを明示して宣言をすることであり、人権研修である。さ

らに常習的に行ってきたことに鑑みて再犯のおそれが大きいので、この場合でも、配置換えや懲戒処分がされるべきである。

(2) 求められる内容②（狭義の配置転換）

入国警備官Aに関して、被害を申告した原告に対して報復の危険を否定するような事情は認められない。むしろ、本件暴行事件の際、制圧行為が終了して原告の抗議を聞いている段階になっても、他の職員に拘束された状態の原告を指さし、大声や「お前」「嘘つくんじゃねえ」などの粗暴な言葉を使用しながら反論し、興奮して原告に近づくなどしていたこと、東日本センターの調査でも一貫して自己の行為が正当であることを主張していたものと認められることからすると、報復の危険は相当程度あったものと認めるべきである。したがって、入国警備官Aに関しては、仮に人権教育等によって矯正が図られたとしても、狭義の配置転換が必要であったと認めるべきである。

(3) 東日本センターの講じた措置の内容

ア 被告の主張では、講じられた措置は、総務課職員が結果を口頭で説明した上、デニズ氏に頭を下げたこと、他、「処遇部門主席入国警備官に対して文書（『暴行ともとられかねない行為』という文言）による注意喚起と再発防止を指示する措置を講じたこと（乙20）、主席入国警備官が処遇担当の統括入国警備官に対して、不服申出が理由ありとなったことを伝えたこと、制圧時の対応に留意すべき旨を指示したこと、これを受けた統括入国警備官は全ての看守勤務者に対してミーティング及びメールで上記指示を伝え、事案の内容を説明の上、制圧時、対象者に無用な痛みを与える行為をしてはならないこと等を注意喚起したこと」「加害者である入国警備官に個別に口頭で上記内容を伝達したこと」とされている。

しかし、乙20号証の文章を見ても、そもそも認定事実すら書かれておらず、当然に、認定事実のどこが、どのような基準によって不当とされる

のかの記載がない。これでは、「上記内容を伝達」された入国警備官Aが、自分の行為のどの部分が、どういう基準によって不当とされたのか、認識を新たにすることがない。ただ漠然と注意を受けたというだけである。

イ 次に、この点の、本件訴訟における被告の主張も見てみよう。

被告準備書面(1) 21頁では、「入国警備官Aが原告の左の頸の下を押さえたり、身体の後ろで手錠かけた状態の原告の両腕を持ち、上方向に向かって締め上げた行為は、原告の抵抗する気力をそいで脱力させ、入国警備官の説諭を冷静に聞き入れさせるための行為であって、一定の合理性があった」「加えて、親指で原告の首の下を抑えた時間や両腕を締め上げた行為が長時間には及んでいないことや、原告が受傷していないことを併せて考慮すれば、入国警備官Aの各行為が、合理的に必要と判断される限度以上のものであったとはいえない。」と述べる。

被告準備書面(7) 7頁では「入国警備官Aが原告の頸下を押さえた行為は、具体的な状況の下で相当と認められる限度を超えるものではなく、入国警備官は、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたものといえない」と述べる。

被告準備書面 9, 10頁では「当時の状況においては、入国警備官が、入国警備官及び原告双方の受傷を防止するために、興奮した原告を確実に制圧する必要があると判断したことは社会通念に照らして合理的ということができ、」「当該行為に不当と評価される部分（乙19, 20）があったとしても、原告を確実に制圧しなければならない当時の状況においては、入国警備官Aの当該行為は、具体的な状況の下で相当と認められる限度を超えるものではない」と述べる。

これら記述は、入国警備官Aの行為は必要性も合理性もあったとするものであって、被告が入国警備官Aの行為のどこに不当性があったと考えるものか、全く判らない。入国警備官Aが乙19、20、上記準備書面を読

んでも、どのような禁止規範に自分が違反したのか、全く判らないだろう。したがって、訴訟前に行われたとされる入国警備官Aに対する指導において、その行為のどこに不当性があったかが具体的にわかるような指摘があったとは考え難い。

(4) 体罰・苦痛を目的とした行為の絶対的禁止

被拘禁者の処遇において、体罰は、絶対的に禁止されるものである。被拘禁者自身の有形力行使を制止することに付隨して苦痛が生じることはあっても、苦痛を加えることで人を黙らせたり、言うことを聞かせたりすることは、禁止される。

「トルコ人・・・・DENIZによる不服の申出（31-4）に対する判定結果の告知について（報告）」（乙19）が、入国警備官Aが親指で原告の首を押し続けたという原告の申出について、「このようにして申出人に苦痛を与える行為」とい、また、原告に後ろで手錠をかけた状態で関節を決めるように両腕を挙げたとの申出に、「このように申出人に苦痛を与える行為」というのは、制止に付隨する苦痛でなく、苦痛を与えるための行為であるとの認識を示している。このような苦痛を与える行為の禁止を入国警備官Aに明白に宣告する必要があったことは当然であり、本件ではそれすらされていない。

また、乙19が「申出人が後ろ手に手錠をされており、かつ、入国警備官が多数いる中で、（本職が自身の左手親指で自身の首の左側部分を押しながら）このようにして申出人に苦痛を与える行為は、違法とまではいえないものの、不当な行為と認められる」と記述しているのは、原告が後ろ手に手錠をされ、かつ入国警備官が多数いる中の上記行為に必要性・合理性がなかったことをいう趣旨であることが読み取れる。このように、入国警備官Aの行為の必要性・合理性の不足を宣告する必要があったことは当然である。

また、入国警備官Aは、確立した制圧方法として常習的に上記各行為を行

ってきたのだから、再発のおそれが大きいので、配置換えによって原告やその他の被収容者の処遇を担当しないようにすることや、懲戒処分がされるべきであった。

(5) 違法・不当の指摘の明確性

また、一般予防のための措置としても、事実認定と、その当不當評価のための基準が示される必要がある。それがなければ、効果がない。乙20の記述を読ませただけで、「何をしてはいけないと言われているのか」が伝わることははない。

実際に、本件事案の後である2019年12月23日、東日本センター送還部門職員によって、原告と同様、後ろで手錠をされ、多くの入国警備官に囲まれた状態で、両腕を締め上げられる暴行を受けた事案が発生しており（甲26）、再発防止に必要なことがなされていなかったことが実証されている。

(6) 小括

ア 以上によれば、東日本センターの対応は、配置転換・人権教育・懲戒処分といった行われるべき行為を欠いているうえ、違法・不当であることの指摘及び口頭での指導と言う点でも、法律が要求する内容に足りていないものというべきである。

イ なお、仮に入国警備官Aが、被収容者が後ろ手に手錠をされており、かつ、入国警備官が多数いる中で、首の付け根の痛点を押して被収容者に苦痛を与える行為を、違法とまではいえないものの、不当な行為と認識しながら、確立した制圧の方法の一つとして繰り返し使用していたとされる場合には、規範意識の欠如は強固であり、というより特別公務員暴行陵虐罪（刑法195条2項）に該当する行為を繰り返しているという点で危険な人物であり、懲戒解雇されるべきであり、また公務員の告発義務（刑事訴訟法239条2項）に照らせば、東日本センターが告発を行い、その結果

として刑事処分を受けてしかるべきである。

4 その他の措置

- (1) 前述のとおり、刑事収容施設法 164 条 4 項は、再発防止のための措置以外にも「その他の措置」をとることを求めている。

この必要な措置が何であるかは、制度の趣旨が当該申出人の救済にあることから解釈するほかない。この点は被収容者処遇規則 41 条の 4 についても同じである。

- (2) そして、その解釈の手段について、原告は、訴状で次のとおり主張している。

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約（以下「拷問等禁止条約」という。）13 条 1 項第 1 文は、「締約国は、自国の管轄の下にある領域内で拷問を受けたと主張する者が自国の権限ある当局に申立を行い迅速かつ公平な検討を求める権利を有することを確保する。申立を行った者及び証人をその申立又は証拠の提供の結果生ずるあらゆる不当な取り扱い又は脅迫から保護することを確保するための措置がとられるものとする。」と定め、同 14 条は「締約国は、拷問に当たる行為の被害者が救済を受けること及び公正かつ適正な賠償を受ける強制執行可能な権利を有すること（できる限り十分なリハビリテーションに必要な手段が与えられることを含む。）を自国の法制において確保する。」と規定する。

また、同条約 13 条が残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱いに準用されることは同条約 16 条により明らかであるが、そもそも虐待と拷問の間の定義上の境界は多くの場合明らかでなく、それゆえ同条約 14 条も、拷問に限定することなく他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱いを受けた被害者全てに適用されると解すべきである。

そして、被収容者処遇規則 41 条の 4 の「必要な措置」は、日本における

法制の一環として、上記の条約規定に沿うよう解釈されるべきである。

拷問禁止条約 14 条の「救済」とは、効果的な救済措置及び補償の概念を網羅すると解すべきであり、原状回復、賠償、リハビリテーション、被害者の気持ちを満たすための措置、再発防止の保証という 5 つの形の補償が含まれると解される。

被害者の気持ちを満たすための措置には、事実の検証及び真実の公開、違反行為に責任のあるものに対する行政的制裁措置、事実を認めることや責任を受け入れることを含む公式の謝罪も含まれると解される。

(3) 被収容者処遇規則 41 条の 4 は、上記の国際人権基準を踏まえて解釈されるべきであり、それゆえ、原告の処遇等に関し必要な措置には、賠償、リハビリテーション、事実の検証及び真実の公開、違反行為に責任のあるものに対する行政的制裁措置、事実を認めることや責任を受け入れることを含む公式の謝罪も含まれる。

(4) そもそも、社会通念上許容されない行為（不法行為を含む）により第三者の権利利益を侵害した場合、当該第三者（被害者）に謝罪を行うことが道理である。そして、刑事訴訟でも反省していることや、被害感情を緩和に勤める姿勢の有無が被告人の一般情状として扱われていること（判例タイムズ『量刑実務体系 3 一般情状等に関する諸問題』大阪刑事実務会編著 172 乃至 215 頁参照。なお、202 頁の脚注 50 には、『損害賠償ができない場合でも、それに向けた努力をしている場合には…量刑上考慮できるのではないか』とも述べられている）、行政は誤りを是正する責務を負うこと、行政は私人と異なって謝罪を義務付けることに関して思想良心の自由、表現の自由の問題は生じないことに照らすと、公的な謝罪を行うべき法的義務と認め、それを懈怠した場合には被害者との関係で不法行為の問題が生じるものと言うべきである。

(5) それでもかかわらず、東日本センター所長は、原告に対し、「理由あり」と

書かれた文書を交付した以外に、賠償も、リハビリテーションもせず、調査結果・認定事実を開示せず、本件職員を含む加害者への制裁措置をせず、公式の謝罪もしていない。したがって、被告は、この点でも、謝罪と言う作為義務を怠った違法がある。

- (6) また、リハビリテーションは、心身の被害の、実際の回復を図る措置である。違法・不当な有形力行使によって精神的な苦痛を受けた場合には、補償だけでなく、苦痛の継続がないようにし、不安・恐怖があればそれを和らげる措置が必要となる。この場合、違法・不当な処遇をした者を遠ざけることが、精神的苦痛の継続をなくし、不安・恐怖を和らげるために必要であることは明らかである。これがなされないときは、心的外傷が悪化し、また後遺症を残すおそれが大きい。この点でも、入国警備官Aを配置換えしなかったことは、重大な違法があるものと評価されるべきである

以上